

サブカテゴリー解説 （乳児院）

サブカテゴリー 1. サービス情報の提供

評価項目

6-1-1 保護者等に対してサービスの情報を提供している

【 解説 】

このサブカテゴリーは、事業者が利用者等（今後サービスを利用する可能性のある都民を含む）に対して、いかにサービス内容に関わる情報を提供しているのかを評価する項目です。

情報の非対称性という言葉で説明されるように、一般的に福祉サービスの利用者は、情報が少なく、不利な立場に置かれがちですが、利用者と事業者の対等な関係のもとに構築される新たな時代の福祉サービスにおいて、利用者に対する情報提供は大きな意味をもっています。

措置施設の場合は、行政機関（児童相談所等）によって措置が決定されるため、情報提供の対象としては行政機関が主となります。従って、利用者の選択のための情報提供という考え方より、適切な施設運営に向けて組織の透明性や信頼性を高めていくという面において重視されます。

また、施設で生活する乳幼児の保護者等に対して、措置の決定機関と連携して情報提供していくことも求められます。

評価項目 6－1－1

「保護者等に対してサービスの情報を提供している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、当該施設が保護者等に対して、提供するサービスの事前情報として、どのような内容を、どのように情報提供しているのか、また、保護者等のニーズや状況等を考慮して情報提供を行っているのかを評価します。

パンフレットやホームページの存在自体が評価項目のねらいなのではなく、入所するもしくはその可能性のある乳幼児やその保護者等の特性や情報活用方法を念頭におき、提供内容や方法に工夫がされ、わかりやすいものになっているかについて評価します。

また措置施設の場合は特に「利用」という概念がなじまず、入所する場合に保護者等が乳児院から直接情報を入手することが一般的でないことから、措置の決定機関である児童相談所や関係機関等への情報提供が行われているかどうかを確認します。

さらに、ほぼ入所が決定している乳幼児の保護者等に対しては、見学等により、実際のサービスがどのように提供されているのかなど、保護者等の必要とする情報を具体的に提供しているのかについても評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1.保護者等の特性を考慮し、提供する情報の表記や内容をわかりやすいものにしている	・施設に『入所する可能性のある乳幼児や保護者等の特性を考慮』し、その『状況に合った情報内容や表記を工夫しているか』を確認する。
□ 2.事業所の情報を、行政や関係機関等に提供している	・施設に『入所する可能性のある乳幼児の保護者等の情報入手ルートや実態を考慮』し、その『状況にあった関係機関等への情報提供』を行っているかを確認する。
□ 3.保護者等の問い合わせや見学の要望があった場合には、個別の状況に応じて対応している	・この項目で示す「個別の状況」とは、見学者の希望（時間帯や知りたい内容）についてだけではなく、現在サービスを利用している乳幼児や施設のその時々状況を指している。 ・施設を『利用する可能性のある乳幼児や保護者等の特性を考慮』し、その『要求している事柄への個別対応』と『その時々施設の状況を考慮して対応しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 効果的な情報提供を考えるにあたって、入所している乳幼児の紹介記事や写真掲載、ビデオ等の作成はリアリティもあり、有効な手段となる可能性があります。その場合には、被写体となる乳幼児のプライバシー保護などの配慮も必要となります。
- 施設としての見学等への対応や考え方にに基づき、現在入所している乳幼児や保護者等への配慮を行いつつ、有効な見学等が実施されていることが求められています。

サブカテゴリー 2. サービスの開始・終了時の対応

評価項目

- 6-2-1 サービスの開始にあたり保護者等に説明し、理解を得ている
- 6-2-2 サービスの開始及び終了の際に、環境変化に対応できるよう支援している

【 解説 】

このサブカテゴリーは、サービスの「利用開始当初」や「終了時」の乳幼児や保護者等に対して、事業者がどのような対応をしているのかということを評価する項目です。

福祉サービスにはさまざまな形態がありますが、いずれの場合でも、利用に際して、利用者に対する十分な説明と利用者が納得したうえでの同意確認が重要になります。

このサブカテゴリーにおける乳児院での「利用者」とは、項目により、施設で生活をする乳幼児とその保護者等のそれぞれや両方をさす場合があります。

また乳児院では「利用開始」、「サービス終了時」という概念のなじみにくい場合も多く、入所時や退所時の乳幼児や保護者等への対応を評価します。

特に入所時には、乳幼児の生活環境の変化による影響が予測されることから、その点についてのきめ細かい対応も求められます。その際には保護者等への配慮も必要となります。

また、さまざまな理由による退所時においても、児童相談所や関係機関との連携等を通じて、乳幼児の生活の継続性にも配慮した対応をしているかどうか問われます。

■評価項目 6－2－1

「サービスの開始にあたり保護者等に説明し、理解を得ている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、入所当初の乳幼児の保護者等に対して、どのようにサービスや支援内容を伝え、説明し、納得・理解を得るようにしているのかを評価します。

情報の説明にあたっては、周知すべき重要事項が精査されたうえで、一人ひとりの保護者の状況に配慮した対応をしているか、また判断能力が十分でない（あるいは日本語が母国語でない）保護者に対する説明や同意の確認がどのように行われているかについても視野に入れる必要があります。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1.サービスの開始にあたり、基本的ルール、重要な事項等を保護者等の状況に応じて説明している	・入所時の保護者等に対し、『一人ひとりの保護者等が理解できるような』、『基本的ルール、重要な事項等の説明方法を工夫しているか』を確認する。
□ 2.サービス内容について、保護者等の理解を得るようにしている	・入所時の保護者等に対し、『施設のサービス内容・支援等に関する情報』を『組織としてどのように伝達することが重要と考えているか』、単に説明をするのみでなく、『保護者等の理解を得るための手段を講じ』、『実施しているか』を確認する。
□ 3.サービスに関する説明の際に、保護者等の意向を確認し、記録化している	・入所時の保護者等に対し、『施設が定めているルール・重要な事項等に対する保護者等の意見・要望・質問等』を『どのような方法で把握』し、『その情報を記録しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 重要な事項については、社会福祉法等で定められている書面等の内容に限定して考える必要はありません。
- 各施設が、独自に実施しているわかりやすい情報提供の内容及び方法の工夫を評価することが必要です。
- 判断能力等が十分でない（あるいは日本語が母国語でない）保護者等の場合、詳細な事項を説明し、納得を得ることは難しい場合もありますが、施設で生活する乳幼児の日常生活の内容や施設における基本方針等をわかりやすく伝えることが求められています。

■評価項目 6－2－2

「サービスの開始及び終了の際に、環境変化に対応できるよう支援している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、乳幼児が環境の変化などにより、心身に受ける影響を緩和するための支援や乳幼児が新たな環境に馴染めるような配慮などを評価します。

また、措置の変更等を含めて、乳幼児が施設を退所する場合、乳幼児や保護者等の不安を軽減し、継続的に支援することができるような取り組みをしているかどうかを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1.サービス開始時に、乳幼児の支援に必要な個別事情や要望を決められた書式に記録し、把握している	・『支援を開始する際に必要な一人ひとりの乳幼児の個別事情や保護者等の要望』を、『施設が定めた一定の様式を使用』し、『記録』し、『把握しているか』を確認する。
□ 2.利用開始直後には、乳幼児の不安やストレスを軽減するよう配慮している	・入所直後の乳幼児が感じる不安やストレスは一人ひとり異なり、その対応も個別に行うことが求められる。 ・『入所直後の乳幼児の不安やストレスへの対応』として、『不安やストレスの把握の方法や工夫』と、『それぞれの状況に合った対応をどのように行っているか』を確認する。
□ 3.サービス利用前の生活をふまえた支援をしている	・さまざまな生活状況にいた乳幼児に対して、『入所する以前の生活習慣や価値観を把握、理解』し、『乳幼児にとって望ましいサービスを段階的に検討』し、『支援しているか』を確認する。
□ 4.サービスの終了時には、乳幼児や保護者等の不安を軽減し、支援の継続性に配慮した支援をしている	・さまざまな事由による退所時には、これまでと同水準の支援を維持できるのか等の一人ひとりの保護者等の不安に対し、『一人ひとりのニーズや状況に合ったアドバイスや関係機関との連携』が『どのように行われているか』を確認する。

【 留意点 】

- 乳幼児の状況によっては、これまでの生活習慣が必ずしも好ましいものと限らない場合があります。しかし、好ましい生活習慣を乳幼児が獲得するためには、乳幼児の施設生活への慣れや保護者等の納得が重要になり、その基盤として、これまでの生活の実態を把握することが求められます。
- 虐待や複雑な家庭環境など困難な要因によって入所する乳幼児もあり、乳児院には乳幼児を取り巻くさまざまな背景を理解したうえで、サービスを提供することが求められています。
- 乳児院では、サービス終了後の利用者へのアフターケアを事業として実施しているものがあります。これらの評価は、「サブカテゴリー 4.サービスの実施」において行うものとし、この評価項目では、終了時の手続きについて評価します。

サブカテゴリー 3. 個別状況に応じた計画策定・記録**評価項目**

- 6-3-1 定められた手順に従ってアセスメントを行い、乳幼児の課題を個別のサービス場面ごとに明示している
- 6-3-2 乳幼児の様子や保護者等の希望、関係者の意見を取り入れた自立支援計画を作成している
- 6-3-3 乳幼児に関する記録が行われ、管理体制を確立している
- 6-3-4 乳幼児の状況等に関する情報を職員間で共有化している

【 解説 】

このサブカテゴリーは、利用者の個別状況を踏まえたうえで、利用者支援の基礎となる自立支援計画をどのように策定しているのか、利用者一人ひとりに合った支援を提供するためにどのような工夫を施しているのか、個別対応に関する情報をどのように記録し、職員間で共有化しているか等、利用者一人ひとりの状況に応じた計画策定・記録の実施がどのように行われているかを評価します。

このサブカテゴリーにおける乳児院での「サービス利用者」は主に入所している乳幼児であり、また意向の確認では保護者等を含む場合もあります。

■評価項目 6－3－1

「定められた手順に従ってアセスメントを行い、乳幼児の課題を個別のサービス場面ごとに明示している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、乳幼児への個別対応にあたって、心身状況や家族関係等を含む生活環境等の乳幼児一人ひとりに関する情報や要望をどのように把握し、個別の課題として明確化しているのかについて評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1.乳幼児の心身状況や生活状況等を、組織が定めた統一した様式によって記録し把握している	・ 個別の計画の基礎となる『乳幼児の心身状況や生活状況等の情報』を『記入する様式を組織として定め』、『記録し、把握しているか』を確認する。
□ 2.乳幼児や保護者等のニーズや課題を明示する手続きを定め、記録している	・ 乳幼児一人ひとりに合ったサービス提供を行うために、『個別のニーズ・課題の把握』を『組織としての一貫したプロセス』で行い、その『経過等を記録しているか』を確認する。
□ 3.アセスメントの定期的見直しの時期と手順を定めている	・ 『乳幼児や保護者等の状況や変化』を『タイムリーに把握』するための『組織としての一貫したプロセスが定められているか』を確認する。

【 留意点 】

- ここでは「アセスメント」を、「福祉サービスを利用する利用者に関わる情報収集とその分析及び課題設定というプロセス」として捉えています。各々の課題を明確にし、乳幼児の個別状況に応じた適切なサービス提供を実施するために、不可欠な過程であるといえます。
- サービス提供に必要な利用者の個別情報の収集は、「サブカテゴリー 5.プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重」との関連を考慮する必要があります。

■評価項目 6－3－2

「乳幼児の様子や保護者等の希望、関係者の意見を取り入れた自立支援計画を作成している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、乳幼児に対する自立支援計画の作成・見直し状況について評価します。乳幼児一人ひとりに合ったサービスを提供するためには、保護者等の希望・意向を尊重し、保護者等と施設の双方で納得性の高い計画作成や見直しを行うことが求められます。保護者等の納得、同意を得るための取り組みや関係者の意見収集がどのように行われているのかを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1.計画は、乳幼児の様子や保護者等の希望を尊重して作成、見直しをしている	・乳幼児一人ひとりに合った、納得性の高いサービスを提供するために、自立支援計画作成の過程で、『これからの生活に関する保護者等の意向や希望』『乳幼児の状態』を『どのように把握』し、『乳幼児の状態に配慮し、保護者等の意向や希望を尊重して作成や見直しをしているか』を確認する。
□ 2.計画を保護者等にわかりやすく説明し、同意を得るようにしている	・保護者等が、乳幼児の計画を理解して支援を受けるために、『一人ひとりの保護者等の状況に合った説明方法を工夫』し、『保護者等の理解を得ているか』を確認する。
□ 3.計画は、見直しの時期・手順等の基準を定めたうえで、必要に応じて見直している	・乳幼児一人ひとりにあったサービス提供を継続して実施するために、『作成した計画の見直しに関する必要性を組織として検討』し、『具体的な時期や手順』『参画するメンバー構成などの基準』等を『明確に定めているか』、また『その基準に基づいて実施しているか』を確認する。
□ 4.計画を緊急に変更する場合のしくみを整備している	・乳幼児や保護者等の状況の変化等による緊急時の計画変更は、さまざまな状況でも適切に対処できるような『迅速な判断体制や準拠規程』を『組織としてどのように定めているか』を確認する。

【 留意点 】

- 計画の作成にあたり、保護者等の意向をどのように反映させるかなど組織としての基本的姿勢の確保に着目します。
- 乳幼児に関する日常生活の記録が、計画作成や見直しにおいて、どのように活用されているのかについても着目します。
- 判断能力等の十分でない（あるいは日本語が母国語でない）保護者等を含め、希望・意向の確認、計画に対する理解を得るための工夫が必要とされています。
- 乳幼児一人ひとりの状況に応じた適切な計画内容となるよう、専門職の意見の反映や、計画作成に参加する職員の構成に配慮することが求められています。

■評価項目 6－3－3

「乳幼児に関する記録が行われ、管理体制を確立している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、乳幼児一人ひとりに合ったサービスを提供するうえで、職員が具体的なサービス提供内容や乳幼児や保護者等の状況の変化等をいかに記録しており、その記録が活かした情報となるような管理体制がどのように整えられて、機能しているのかを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1.乳幼児一人ひとりに関する情報を過不足なく記載するしくみがある	・乳幼児や保護者等との日常的な関わりによって得た情報や変化等、『必要な情報を記載するしくみ』が組織として定められているか、また『記録内容の的確性』や『情報の活用状況』を『検証する手段があるか』を確認する。
□ 2.計画に沿った具体的な支援内容と、その結果乳幼児の状態がどのように推移したのかについて具体的に記録している	・『計画に沿った職員の支援状況』や『乳幼児や保護者等の変化』などの内容を『具体的に記録化する方策』を『どのように定め』、『記録しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 記録の管理及び活用に関しては、個人情報の取扱いと職員間での共有化を考慮する必要があります。

■評価項目 6－3－4

「乳幼児の状況等に関する情報を職員間で共有化している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、乳幼児一人ひとりに合ったサービスを提供するうえで必要な乳幼児や保護者等に関する情報が、支援を担当する職員間(必要な場合は関係機関の職員も含む)でどのように共有化が行われ、活用されているかを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1.計画の内容や個人の記録を、支援を担当する職員すべてが共有し、活用している	・『個別の計画や乳幼児や保護者等の状況などの情報』を、『サービス提供に係る職員が共有』し、その『情報を活用しながらサービス提供を実施できるしくみを定め』、『実施しているか』を確認する。
□ 2.申し送り・引継ぎ等により、乳幼児に変化があった場合の情報を職員間で共有化している	・『乳幼児や保護者等の状況に変化があった場合の情報』は、『軽微なものを含め的確に把握できるしくみ、利用者のサービスに係る職員間で共有化するしくみ』を『組織として定め』、『実施しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 乳幼児に関する情報の共有化が現実にはどの程度行われ、活用されているか、それを確認する手段を有しているかなど、機能性に着目します。

サブカテゴリー4. サービスの実施

評価項目

- 6-4-1 乳幼児の発達を促すために、乳幼児の立場にたって支援している
- 6-4-2 家族と交流する機会を設けている
- 6-4-3 家族との再統合に向けた取り組みを行っている
- 6-4-4 栄養バランスを考慮したうえで、おいしい食事を出している
- 6-4-5 日常生活については、乳幼児の立場にたってサービスを行っている
- 6-4-6 施設での生活は、乳幼児にとって楽しく快適なものにしている
- 6-4-7 乳幼児一人ひとりの健康を管理し、異常がある場合は対応している
- 6-4-8 地域との連携のもとに乳幼児の生活の幅を広げるための取り組みを行っている

【 解説 】

このサブカテゴリーは、利用者の特性をどのように考慮してサービスを提供しているのか、実施しているサービス内容の効果をあげるために、事業者としてどのように工夫しているかなど、実際に提供しているサービスの内容を評価する項目です。

ここでは特に、事業者各々の特徴が現れると考えられますが、どの事業者においても、サービス提供の基本は、利用者本位です。その基本に留意して評価を行うことが重要です。

なお、利用者本位のサービスという視点から考えると、実際にサービスを受ける乳幼児や保護者等の意向や生活習慣等を尊重することが考えられますが、その一方で健康管理・健全育成等と相反する場合があることも否めません。そのような場合においても施設が乳幼児や保護者等に対し、どう向き合っていくのかという姿勢が大切であるといえます。

また設備面（ハード面）の新しさや古さ、設備・備品の整備状況のみに着目するのではなく、たとえ設備が古くても、それを補うために施設でどのように工夫し、取り組んでいるのかを評価します。

■評価項目 6－4－1

「乳幼児の発達を促すために、乳幼児の立場にたって支援している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、自立支援計画に盛り込まれた内容が、乳幼児の状況（年齢、発達の状態・段階）に応じて日々の生活を支援する場面でどのように具体化され、実践されているかを評価します。

施設での生活は基本的に共同生活ですが、乳幼児一人ひとりの発達段階を尊重し、状況に応じた支援が重要となります。その前提として、職員が個別状況に応じて乳幼児と十分なコミュニケーションを図り、乳幼児の発達段階等を的確に判断したうえで個別の支援を行うことが求められます。

この項目は、前の「サブカテゴリー 3. 個別状況に応じた計画策定・記録」が、実際の生活場面で活かされ、機能しているのかを見る項目であり、その整合性も視野に入れて評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1. 日常生活上では、年齢や一人ひとりの発達に応じ自立支援計画により支援している	・乳幼児一人ひとりの『自立支援計画の内容を日常の支援に反映し』、『支援が行われているか』、また『それをどのような方法で確認しているか』を確認する。
□ 2. 乳幼児一人ひとりの気持ちや要求に対し理解を深めるための取り組みを行っている	・『乳幼児の気持ちを汲み取るための手段・方法』を『施設としてどのように考え、実施しているか』、『具体的な取り組み』も確認する。
□ 3. 乳幼児一人ひとりに応じて適切な愛着関係を築く取り組みをしている	・日常の養育の中で、一人ひとりの乳幼児に対して『愛着関係を築くため』に、『工夫した取り組みを行っているか』を確認する。
□ 4. 乳幼児の自主性、自発性を育てるために、遊具等が自由に使えるように設置している	・『乳幼児の発達段階を考慮』し、乳幼児一人ひとりが『日常生活の遊びの中で自発性を育てるためにどのような配慮をしているか』を確認する。
□ 5. 戸外へ出かける機会を設け、外の世界への興味を広げるよう工夫している	・外出の回数や頻度、場所の確認だけでなく、『戸外活動で意図していることはなにかを明確』にし、『実施しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 乳幼児一人ひとりの発達の状況や段階はそれぞれであるため、画一的な養育ではなく、発育を促すためのサービスをそれぞれに提供しているかに注目します。
- 毎日の養育の中で、乳幼児の気持ちを汲み取り適切な愛着関係を築いている、自主性を尊重している等、気持ちの安定につながる支援について具体的に確認することが重要です。

■評価項目 6－4－2

「家族と交流する機会を設けている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、家族との再統合のみにとらわれず、乳幼児が家族との交流ができるように、また家族の養育意欲・愛着関係の形成を支援しているかについて評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1.状況に応じて家族と交流する機会を設けている	・乳幼児と保護者等の関係を形成するために、個別の状況に応じて『どのような方法（機会、場所等）で交流するのか』を『組織として検討』し、『実施しているか』確認する。
□ 2.乳幼児や保護者等の状況、意向・希望を把握し、家庭関係の調整を行っている	・『保護者等の意向』を『どのような方法で把握』し、『乳幼児にとって望ましい家族との関係を築くための支援を実施しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 保護者等と連絡が取れない場合等がありますが、関係調整をするためにどのような取り組みをしているかに着目します。
- 個別状況に応じて施設と保護者等の情報連絡を緊密にするための方策が、実際にどのように行われているかを確認する必要があります。

■評価項目 6－4－3

「家族との再統合に向けた取り組みを行っている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、乳幼児と家族、施設と保護者等の関係を構築しているか、また相互の意思疎通をよくし、乳幼児が家庭復帰していくための環境作り等の取り組みを、児童相談所等と連携しながら適切に実施しているかについて評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1. 家族との再統合に向け、保護者等の意向をふまえて、児童相談所等関係機関と相互に情報交換をしている	・『再統合に向けた児童相談所との連携の必要性』は『組織としてどのように検討され』『行われているか』、『入所後の乳幼児と家族の状況をどのように関係機関に提供しているか』を確認する。
□ 2. 乳幼児の日常の様子や施設の状況については、状況に応じて個別に保護者等への情報提供を行っている	・乳幼児と家族の関係性をつないでいくためにも、『どのような情報』を『どのように知らせているか』を確認する。
□ 3. 乳幼児の状況と安全に配慮しながら、保護者等との面会・外出・外泊を行っている	・『保護者等の面会や外出、外泊に関する組織としての基本的な考え方を定め』、『一人ひとりの状況に応じた対応を行なっているか』。また『乳幼児の安全性を確保するための対策はどのように検討しているか』を確認する。
□ 4. 家族との再統合が難しい場合、養子縁組や養育家庭を必要とする乳幼児が、機会を逃さず制度を活用できるよう児童相談所と連携をとっている	・家族との再統合が難しい乳幼児に対して、『乳幼児の最善の利益を実現するためにどのような支援をしているか』、『児童相談所とはどのような連携をしているか』を確認する。
□ 5. 退所後の家庭生活について、児童相談所、保健所等関係機関の支援が得られるよう退所前から連携している	・退所後の生活で『乳幼児や保護者等の個別性に応じた必要な支援』が行なわれる際に、『どのような関係機関』と、『どのような連携を行っているか』を確認する。
□ 6. 退所後の家庭生活について、必要に応じて支援している	・アフターケアとして『どのような支援が必要か』を『組織として検討』し、『乳幼児や保護者等の状況に応じて実施しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 入所の事情によっては、直接家族との関係を継続できないケースもあり、そのような乳幼児への配慮として、どのような取り組みを具体的に行っているかに着目します。
- 面会、外出、外泊など具体的な取り組みについて、乳幼児や保護者等の状況を判断し個別に行っているか確認する必要があります。
- 家庭復帰後のアフターケアの取り組みとして、退所前から地域の保健所等と連携し、保健所等による家庭訪問につなぐなど、関係機関との連携した支援が重要です。
- 再統合の最終決定は児童相談所が行います。適切な決定が行われるために、施設と児童相談所の情報の共有化などの取り組みがどのようになされているかについても確認する必要があります。
- フレンドホームは、児童養護施設や乳児院で生活している子どもを、夏休み・冬休みや土・日・祝日など学校が休みの期間の数日間、家庭生活を体験するために家庭に受け入れていただくことを目的に、養育家庭制度は、児童養護施設や乳児院で生活している子どもを、一定の期間、養子縁組を目的としないで家庭に迎え、心身ともに健全に育てていただくことを目的とした東京都の制度です。

■評価項目 6－4－4

「栄養バランスを考えたうえで、おいしい食事を出している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、栄養面や衛生面での配慮のほかに、「食事」というものに対し施設がどのように捉え取り組んでいるかを含めた、施設で提供する食事（授乳、おやつを含む）に関する内容を評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1.乳幼児の状態や嗜好に応じて献立を工夫している	・『乳幼児一人ひとりの状態や嗜好』を『どのような方法で把握』し、『飽きのこない献立を立てているか』。 ・行事食の提供や季節感のある献立など、『食事を楽しめる工夫』をしているか。 ・『乳幼児の状態』や『メニューの内容』に、『配慮して食事を提供しているか』を確認する。
□ 2.乳幼児の状態に応じた食事を提供している	・その時々『発達段階や健康状態に合ったメニューの対応』や、『食べやすさの工夫等』を『どのように検討』し、『提供しているか』を確認する。 ・授乳や離乳食への取り組みも確認する。
□ 3.食事時間が明るく楽しいひとときになるように工夫している	・『乳幼児にとって楽しい食事』を『どのように考えているか』。 ・『楽しい食事ができる環境整備や配慮、工夫』について、『組織としてどのように考え』、『工夫しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 乳児院の場合、月齢や発達段階にも幅があり、食べ方や量・時間にばらつきがありますが、乳幼児が自分で食べようとする意欲を育てるための配慮に着目する必要があります。
- 授乳や離乳食については、一人ひとりの状況や発達の段階に応じどのように対応しているか確認する必要があります。
- 個別の事情・状況（偏食、量、入所前の食生活、健康状況等）に配慮した対応が具体的にどのように行われているかを確認する必要があります。
- これらの評価には、訪問調査時に、授乳の様子や幼児が食事をとっている様子を実際に観察することも有効です。ただし、あくまでも生活の場であることを意識して、乳幼児に配慮することが必要です。

■評価項目 6－4－5

「日常の生活については、乳幼児の立場にたってサービスを行っている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、日常生活上の様々な場面で、乳幼児の気持ちや意向をくみ取り、乳幼児にとって望ましいサービスが提供されているかどうかを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1.乳幼児が十分な睡眠がとれるように、静けさや明るさの環境に配慮して、心地よい眠りにつけるようにしている	・乳幼児が『快適な眠りを得る』ために『必要なことを検討』し、実施しているかを確認する。
□ 2.気候や場面・発達に応じた衣服管理を行っている	・乳幼児一人ひとりの発達段階や体型を考慮し、『活動を阻害せず、着脱が容易なもの』を『季節や場面に応じて使用』しているかを確認する。
□ 3.衣服等の選択は乳幼児の好みも配慮し、個別で使用している	・乳幼児一人ひとりの嗜好を『どのような方法で把握』し、『個別化も含めた配慮』をしているかを確認する。
□ 4.幼児の排泄等の自立に向けた取り組みを行っている	・発達段階に応じて、『乳幼児一人ひとりの排泄リズムに合わせて支援』しているかを確認する。

【 留意点 】

- 乳幼児の気持ちや意向をどのように把握し、それを実際の生活の場面に反映しているか、具体的な方策を確認する必要があります。
- 沐浴・入浴については、衛生面での視点と乳幼児の気持ちの安定についての視点の両方から確認する必要があります。
- 乳幼児は睡眠・排泄等の生理的欲求を満たしながら、生活のリズムを整えていきます。排泄等は保育者との安心できる関係のもとで、自分でしようとする気持ちが芽生えてきます。この気持ちを大切に適切な援助をすることが必要になります。

■評価項目 6－4－6

「施設での生活は、乳幼児にとって楽しく快適なものにしている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、施設での日常生活を、乳幼児にとって楽しく快適なものにするための取り組みをどのように実施しているかを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1.乳幼児にとって家庭的な安心感が与えられるような配慮をしている	・乳幼児に必要な『家庭的な安定感を与える環境』とは何かを『検討』し、『施設として工夫していること』を確認する。
□ 2.居室や共用スペースは、乳幼児の状況に応じて、安全性や快適性に留意している	・『乳幼児の発達段階に応じた』温度・湿度設定等の『快適性』や施設内の『安全性』について、『どのように考え』『実施しているか』を確認する。
□ 3.浴室や沐浴室は温度・換気の基準がある	・基準は『乳幼児に合わせたものになっているか』を確認する。
□ 4.居室には防災上支障のない範囲で乳幼児の好みの装飾品などを置いている	・『乳幼児がやすらげる雰囲気』を『どのように考え』『環境整備等に反映しているか』を確認する。
□ 5.多様な体験を楽しめるように、行事やイベント等を計画している	・乳幼児が『外界への興味を広げられる取り組み』や、『多様な体験』が経験できるような『工夫』をしているかを確認する。

【 留意点 】

- 乳幼児の個別状況に配慮しつつ、養育の専門性を発揮して、どのように楽しく快適な生活をつくりあげているのか、具体的事例とともに確認する必要があります。
- 乳幼児の安定した気持ちにつながる工夫をどのようにしているのか、具体的事例とともに確認する必要があります。
- 屋内外において、明るく楽しい環境で、乳幼児が自由で安全に遊べる環境を工夫しているかについても確認する必要があります。

■評価項目 6－4－7

「乳幼児一人ひとりの健康を管理し、異常がある場合は対応している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、乳幼児への日常的な健康管理、感染症発生時の対応、SIDS 防止等への取り組みを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1.乳幼児突然死症候群（SIDS）や窒息等の予防に関するしくみがある	・『予防をするうえで何が必要か検討』し、『実践や対応を行っているか』を確認する。
□ 2.乳幼児の服薬管理には誤りがないうようなチェック体制の強化などしくみを整えている	・『薬を服用させる際のミスを防ぐ』ために、『施設としてどのような体制を整えているか』を確認する。
□ 3.乳幼児の体調に変化（発作等の急変を含む）があったときには、速やかに対応できる体制を整えている	・『乳幼児の体調の変化』に対して『迅速に対応』するために、『日常の健康状態把握』を『事業所としてどのように行っているか』、『対応できる体制を整えているか』を確認する。
□ 4.麻疹や水痘などの感染症発生時における拡大防止策を検討し、体制を整えている	・感染症の拡大防止について『事業所として必要な措置』が明確になっており、『組織的な取り組みを行っているか』を確認する。
□ 5.乳幼児の健康に関して、必要に応じて他職種の職員や外部の専門家と連携をとり対応している	・『他職種の職員や外部専門家との連携』を『どのように図り』、『日頃の健康管理に活かしているか』を確認する。

【 留意点 】

- 専門職等の連携の強化、体調変化に対する即時対応、個別状況に応じたきめ細やかな健康管理などに着目します。
- 嘱託医について、日常の連携体制と異常が発生したときの連携体制及び実際の連携状況を確認する必要があります。
- 一人ひとりの自立支援計画に基づき支援を行い、日々の状況を的確に把握しているか、その具体的な方法について確認することが必要です。
- 乳児院においては、必要に応じて行う感染症等の予防措置を「児童福祉施設最低基準第 23 条第 2 項」により定めており、健康管理とともに日常的な養育と一体として実施しています。

■評価項目 6－4－8

「地域との連携のもとに乳幼児の生活の幅を広げるための取り組みを行っている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、乳幼児が地域の一員として生活する機会をどのように作り出し、乳幼児を支援しているかを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1.地域の情報を収集して、乳幼児一人ひとりの状況に応じて活用している	・乳幼児が地域で生活するために『必要な情報がどのようなものかを把握』し、その『情報を活用しているか』を確認する。
□ 2.施設の活動や行事に地域の人の参加を呼びかける等、乳幼児が職員以外の人と交流できる機会を確保している	・『乳幼児が職員以外の地域住民と交流する機会の重要性』を『どのように考え』『実施しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 乳幼児の生活の幅を広げるという視点から取り組んでいる地域との交流のさまざまな活動と活動成果の評価や蓄積に着目します。
- 地域社会の一部には、福祉施設等に対する無理解や無関心、偏見等が存在する場合もあるため、地域交流のための特別な活動以外にも、施設や乳幼児への理解を得るための日常的なコミュニケーションを図るなど、日常生活の中で近隣との友好的な関係を築くための工夫にも着目します。

サブカテゴリー5. プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重

評価項目

6-5-1 乳幼児のプライバシー保護を徹底している

6-5-2 サービスの実施にあたり、乳幼児の権利を守り、個人の意思を尊重している

【 解説 】

このサブカテゴリーは、福祉サービスを提供するうえで基本となる、利用者のプライバシーの保護等、虐待防止等も含めた個人の意思の尊重に焦点をあて、個人の尊厳が尊重されているかについて評価します。

福祉サービスの利用者は、社会的に支援を必要とする人々です。しかし、どのような状況にある人でも、その人らしい尊厳に満ちた生活を送ることができるように、事業者には、利用者の状況に配慮した質の高いサービス提供が求められています。

■評価項目 6－5－1

「乳幼児のプライバシー保護を徹底している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、サービス提供等を通じて触れる、子どもや保護者のプライバシーの保護についてどのような取り決めがあるのか、また乳幼児や保護者等のプライバシーを乳児院として組織的に遵守しているか等を評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1.乳幼児に関する情報（事項）を外部とやりとりする必要がある場合には、保護者等の同意を得るようにしている	・乳幼児に関する情報（事項）を外部（他機関等の第三者）とやりとりする必要がある場合、『やりとりに関する基本ルールに則って実施しているか』『保護者等の状態に応じ』『その必要性とやりとりに関する十分な説明を実施』し、『同意を得ているか』を確認する。
□ 2.広報誌等発行物の作成時には、乳幼児の記述に関して個人が特定されるなど不適切な記述がないか責任者を決めてチェックしている	・『広報誌等の不適切な記述等基準』および具体的な『チェック体制』などにより、『乳幼児のプライバシーが守られているか』を確認する。

【 留意点 】

- 福祉サービスの提供は極めて個別性が高いものであり、サービス提供にあたっては個人のさまざまな情報を収集し、これをもとにきめ細かい支援方策を立案する必要があります。それ故に、施設は乳幼児や保護者等の個人情報の管理や適正な運用が必須であり、適切な支援を行うための外部への照会や他機関との連携の際も、乳幼児や保護者等の納得と同意を基本とすることが求められています。
- サービス提供の過程でプライバシー保護の重要性をどのように認識し、業務を通じて触れる個人のプライバシー保護を徹底するしくみを、組織としてどのように作り上げているかに着目します。

■評価項目 6－5－2

「サービスの実施にあたり、乳幼児の権利を守り、個人の意思を尊重している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、サービス提供等の際に、乳幼児の権利を尊重し、乳幼児一人ひとりの生活歴、生育歴等を考慮して、乳幼児一人ひとりの個性を重視した生活を営めるような支援に努めているかどうかを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1.一定のルールのもとで、これまでの生活習慣を配慮した支援を行っている	・『乳幼児のこれまでの生活の中で培われた生活習慣等を把握』し、そのうえで『乳幼児の状態をどのように受けとめ、支援しているか』を確認する。
□ 2.乳幼児の気持ちを傷つけるような職員の言動、放任、虐待、無視等が行われることのないよう、職員が相互に日常の言動を振り返り、組織的に対策を検討し、対応している	・乳幼児との日常的な関わりの中で、『意識的・無意識的に行われる不適切な対応』を『未然に防ぐための取り組みを検討』し、『対応しているか』を確認する。
□ 3.虐待被害にあった乳幼児がいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている	・『被虐待児（若しくはその疑いのある乳幼児）に対して、適切な対応を行うため』に、『関係機関と連携』し、『対応をしているか』。事例がない場合でも、『虐待被害者がいないという事実をどのように確認しているのか』と共に、『事例が発生した場合の関係機関との連携や対応が想定されているか』を確認する。

【 留意点 】

- 福祉サービス利用者にとって、日常的にさまざまな支援が必要ですが、あわせて乳幼児の権利を侵害しないことのみならず、むしろ積極的に個人の尊厳を尊重する関わり方が求められています。
- 例えば近年、子どもに対する不適切な関わり(マルトリートメント)が問題になっていますが、世界的には子どもの基本的人権を定めた国際条約である「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)があり、日本も批准しています。子どもの権利条約は、児童の最善の利益の考慮のもと、子どもの人権(社会において幸せな生活を送るためにどうしても必要で、人間として当然に持っている権利)や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助(手助け)を進めることを定め、意見表明権など能動的権利も明記されています。
- 「児童福祉施設最低基準」第 9 条の 2 に虐待等の禁止、同の 3 に懲戒に係る権限の濫用禁止が定められています。また、「児童福祉施設における施設内虐待の防止について」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長 平成 18 年 10 月 6 日)において子どもの権利擁護のための取組及び体制の充実・強化について明記されています。

サブカテゴリー 6. 事業所業務の標準化

評価項目

- 6-6-1 手引書等を整備し、事業所業務の標準化を図るための取り組みをしている
- 6-6-2 サービスの向上をめざして、事業所の標準的な業務水準を見直す取り組みをしている
- 6-6-3 さまざまな取り組みにより、業務の一定水準を確保している

【 解説 】

このサブカテゴリーでは、業務を推進するうえで、職員による対応のバラつきを平準化するなど、事業所として常に一定レベルのサービス水準を確保するために実施している取り組みを評価する項目です。

「一定レベルのサービス水準の確保」は、一律画一的なサービスを提供することをめざすものではありません。対人援助を基本とする福祉サービスには、定型化になじみ難い業務も多くありますが、サービスの基本となる事項や手順を明確にし、一定の基準に基づいてサービスを提供することにより、安定した質の高いサービスをめざすことが可能になります。基本事項が標準化されない中での個別対応は、バラつきや安定性を欠くことに繋がりがねません。

なお、事業所の実態を考えると、職員が 1 人しか配置されていない業務等もありますが、この場合でも職員の異動等を考慮し、業務の基本事項の確認や、研修等を通じて、継続的・安定的な支援体制の確立をどのように進めているのかを評価します。

■評価項目 6－6－1

「手引書等を整備し、事業所業務の標準化を図るための取り組みをしている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、職員が提供するサービス内容の一定水準を確保するため、業務内容の基準等を明文化する手段としての手引書等に関する評価をします。

「手引書」や「マニュアル」に対しては、「個別対応を求められる福祉サービスには不要なもの」「画一的なマニュアルではサービスの標準化はできない」との見解も一部には見受けられますが、この項目では、「手引書」や「マニュアル」という一つの手段を活用し、どのようにサービス水準を明確にし、業務の標準化・普遍化に取り組んでいるかということに重点をおいて評価することが重要です。

ここでの標準化は、いわゆる対人援助の手順のみをさすものではなく、施設が提供するサービスを構成するあらゆる要素を含みます。従って、安全管理、プライバシー保護、緊急時の連絡体制、夜勤時のチェックポイントなどを含めた業務全体の標準化について評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.手引書(基準書、手順書、マニュアル)等で、事業所が提供しているサービスの基本事項や手順等を明確にしている	・職員が、施設での『日常業務を行う際に必要な基本事項、実施手順、留意点等』を『組織として定め』、『文書や図表等により明確に示しているか』を確認する。
□2.手引書等は、職員の共通理解が得られるような表現にしている	・手引書等は『職員が共通に理解できる』ような『わかりやすい表記や内容』にしているかを確認する。
□3.提供しているサービスが定められた基本事項や手順等に沿っているかどうかを点検している	・『手引書等に定めた基本事項や実施手順等』を、『形骸化せずに活用』し、『実施しているか』、『日常的な業務点検等で状況把握を行っているか』を確認する。
□4.職員は、わからないことが起きた際や業務点検の手段として、日常的に手引書等を活用している	・『手引書等に定めた基本事項や実施手順等』が、『組織内に浸透』し、実践に活かされるよう、『手引書等を日常的に活用しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 「手引書」の形態は多様であり、必ずしも冊子形式をとっていない場合もあります。形式にとらわれず、標準化のために用いられるツールとなっているかを確認する必要があります。
- 「申し送りの際に話すポイント」や「ケース記録に記入すべき事項」をまとめたものなども「手引書」と考えられます。「手引書」は、必ずしも非熟練者の指南書や単純労働の機械的な手順書とは限らず、「不測の事態に対処するため、日常的に備えておくべき視点」や「よりよいサービスを提供するために、施設が蓄積した実践の核となるポイントをまとめたもの」と捉えることができます。
- 「その場に応じた適応能力を持つ職員を育てるために、極力マニュアル化をしない」など事業所の方針がある場合には、サービスの標準化を図るために、マニュアル化以外にどのような対応策を講じているのかについて確認する必要があります。

■評価項目 6－6－2

「サービスの向上をめざして、事業所の標準的な業務水準を見直す取り組みをしている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、事業所の業務水準を見直す仕組みの確立について評価をします。

求められる水準は、保護者等の要請や乳幼児の置かれる状態の変化、社会情勢や業界水準の変化等によって適宜変動するものであり、より適切な状態になるよう継続的に点検をすることが必要です。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1.提供しているサービスの基本事項や手順等は改変の時期や見直しの基準が定められている	・組織として定めた『実施手順等は改変の必要性』を『考察』したうえで、『更新の頻度や見直し基準等』を『明確に定めているか』を確認する。
□ 2.提供しているサービスの基本事項や手順等の見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案、乳幼児の様子を反映するようにしている	・定められた『実施手順等を改定する際』に、『職員や子ども・保護者等の意見を取り入れるしくみ』を『定めているか』。また『どのように取り組み』その『結果を反映しているか』を確認する。
□ 3.職員一人ひとりが工夫・改善したサービス事例などをもとに、基本事項や手順等の改善に取り組んでいる	・実際に『サービスを提供している職員』が、『乳幼児や保護者等との関わりの中で工夫した改善事例等』を他の職員に伝えるなど、『組織としてのサービス向上につながる、全体の実施手順等の改善に取り組んでいるか』を確認する。

【 留意点 】

- 手引書等の改訂にどの程度職員や保護者等の意見が取り入れられているかなど、見直しのプロセスも確認する必要があります。

■評価項目 6－6－3

「さまざまな取り組みにより、業務の一定水準を確保している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、施設で提供している業務の一定の水準を確保するため、サービスの基本事項や手順等を職員全体が共有する方策として、各施設が実施している O J T（職場内訓練）等の手段を評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1.打ち合わせや会議等の機会を通じて、サービスの基本事項や手順等が職員全体に行き渡るようにしている	・『日常的な機会（打ち合わせ時や引継ぎ時等）を活用』して、『組織が定めている基本事項や標準的なサービス手順等』を、『職員全体に周知し、体得できるような取り組みを行っているか』を確認する。
□ 2.職員が一定レベルの知識や技術を学べるような機会を提供している	・『研修等の設定』をはじめ、『標準化を図るため』に『職員に知識・技術等を獲得する機会を提供しているか』を確認する。
□ 3.職員全員が、乳幼児一人ひとりの安全性に配慮した支援ができるようにしている	・乳幼児の『安全性を安定的に確保』するための『取り組みを組織的に実施しているか』を確認する。
□ 4.職員一人ひとりのサービス提供の方法について、指導者が助言・指導している	・『施設が定める水準のサービス提供』を、職員が『安定的に提供できる』よう、『職場内外の指導・助言体制』を整え、『活用しているか』を確認する。
□ 5.職員は、わからないことが起きた際に、指導者や先輩等に相談し、助言を受けている	・日常業務において『不明点や疑問点などが発生した際』に、『職員が自らその不明点、疑問点を解決できるようなしくみ』を、『組織として整え』、『活用しているか』を確認する。

【 留意点 】

○ 職員の研修計画等は、カテゴリ 5「職員と組織の能力向上」でも評価します。